

## 2) 高齢の人々・障害のある人々のために

### 施策の背景

本格化する高齢化に対応して、いきいきした高齢の人々がいつまでも元気に働き社会に貢献できるしくみの充実や、高齢の人々や障害のある人々が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支える福祉づくりが大切です。このため、区民誰もが活動の場を広げ、安心して社会参加ができる、助けあい、支えあう、ともに生きる福祉のまちづくりを進める必要があります。

### 1 高齢の人々の生きがいと健康

本区の高齢化率は、平成14年1月現在、13.2%で、国や都に比べ低い水準です。しかし、本区でも今後高齢化が進展し、健康で働く意欲のある高齢の人々が大幅に増加していきます。高齢の人々にとって、健康であるとともに自己の経験を活かし、「生涯現役」としていつまでも活躍できることが、生きがいある幸せな人生をおくるうえで大切です。

本区は、これまで、くすのきカルチャー教室をはじめとする学習機会の提供やリズム運動などのスポーツ・レクリエーション事業、シルバー人材センターの生きがい就労事業などを通じて健康・生きがいづくりを積極的に進めてきました。今後は、これらの取組みを基礎として、ますます多様化する高齢の人々のニーズに対応し、経済的自立を支援し、本格的な就業機会の確保に取り組むとともに、年々参加者の増えるボランティアなどをはじめとする、健康で多様な生き方が選択できるように施策を展開していくことが重要です。

### 2 高齢の人々の生活支援

本区では、「高齢の人のひとり暮らし」、「高齢の人々だけのふたり暮らし」があわせて世帯の約半数を占め、高齢化にともないこれらの世帯への地域からの目配りが必要となっています。また、「子ども・孫などと同居」している高齢の人々でも、日中独居となる人がかなりおり、「食事の準備が大変」「家事が十分できない」など日常生活を支える援助を必要としています。

また、75歳以上の後期高齢者人口の増加に対応し、介護が必要になったときに、安心して受けることができる質の高い介護サービスの充実が必要です。高齢の人々が住み慣れた地域で安心して生活していくことができるよう、介護基盤の整備を進めるとともに、保健・医療・福祉の一体的なサービスの提供のしくみ、ボランティア団体の育成、介護の相談体制の充実などを図ることが重要です。

## 3 障害のある人々の生活支援

心身障害や精神障害のある人々は年々増加しています。

平成14年1月現在、心身障害のある人々の区内人口に占める比率は、2.7%であり、高齢化や障害の重複、重度化も進んでいます。このような中で、「措置から契約」へサービス提供のしくみが移行することにもない、民間事業者やNPO などサービス供給主体の指導や育成、良質なサービス市場の整備、円滑で安心な利用のための総合的相談体制の整備が必要とされています。

こうしたなかで、心身障害や精神障害のある人々と家族が、地域において必要なサービスを利用しながら、生活の質を高めつつ自立して生活できるように、地域全体で支えていくことがますます重要となっています。

また、生きがいをもって自立生活を営める環境を整えるため、職業訓練や就労の場づくり、安心して住める多様な住宅の整備、施設の充実が必要です。

特に、精神障害のある人々については、医療と連携を図りつつ、社会復帰を支援することが重要です。

## 4 福祉のまちづくり

本区は、歩道の拡幅、道路段差の解消をはじめ公共施設のバリアフリー化を推進してきました。

今後は、さらにすべての人が移動しやすく使いやすいまちづくりを進める必要があります。

また、子どもの頃から福祉への関心を高め、区民全員のボランティア意識の醸成や福祉ネットワークの形成を図ることを通じて、区民が互いに理解し、支えあう心のバリアフリーを進め、地域社会や学校、職場などのあらゆる場でノーマライゼーションの理念を実現していくことが重要です。



**「措置から契約」**  
限られた対象者への行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度への社会福祉の転換の動き。

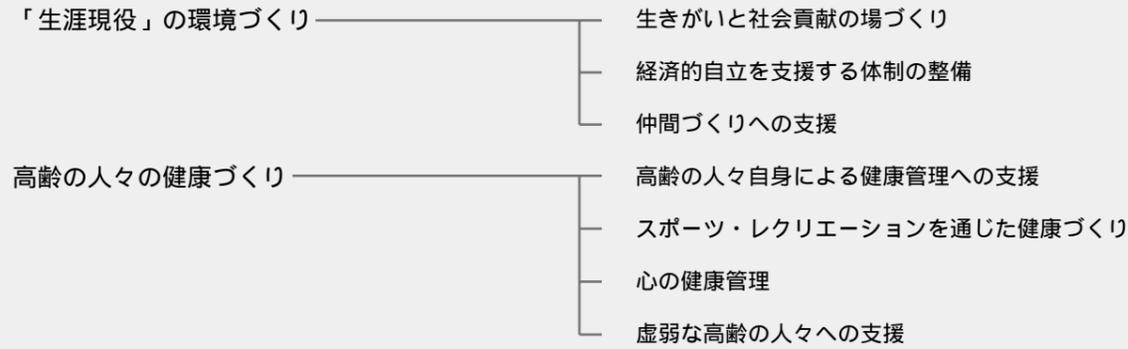
**NPO**  
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

**バリアフリー**  
人が生活する上で妨げとなる障害(バリア)が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

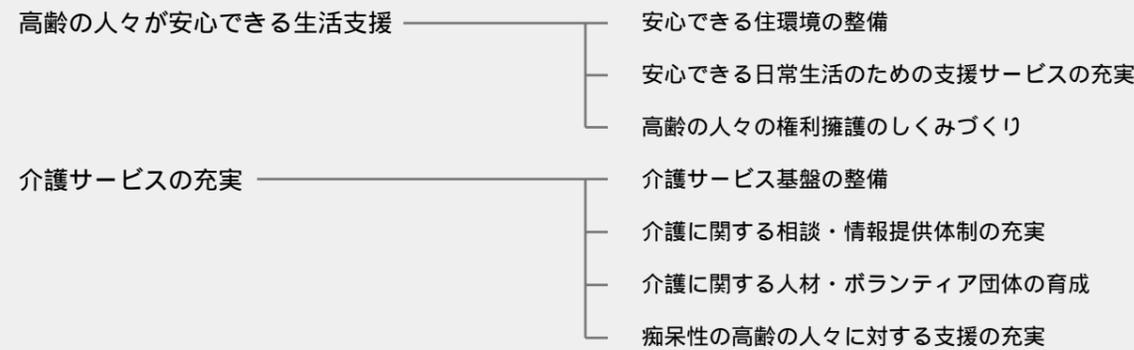
**ノーマライゼーション**  
障害のある人などを社会から隔離して保護するのではなく、地域社会の中でともに生活することが普通(ノーマル)であるという考え方。

施策の体系

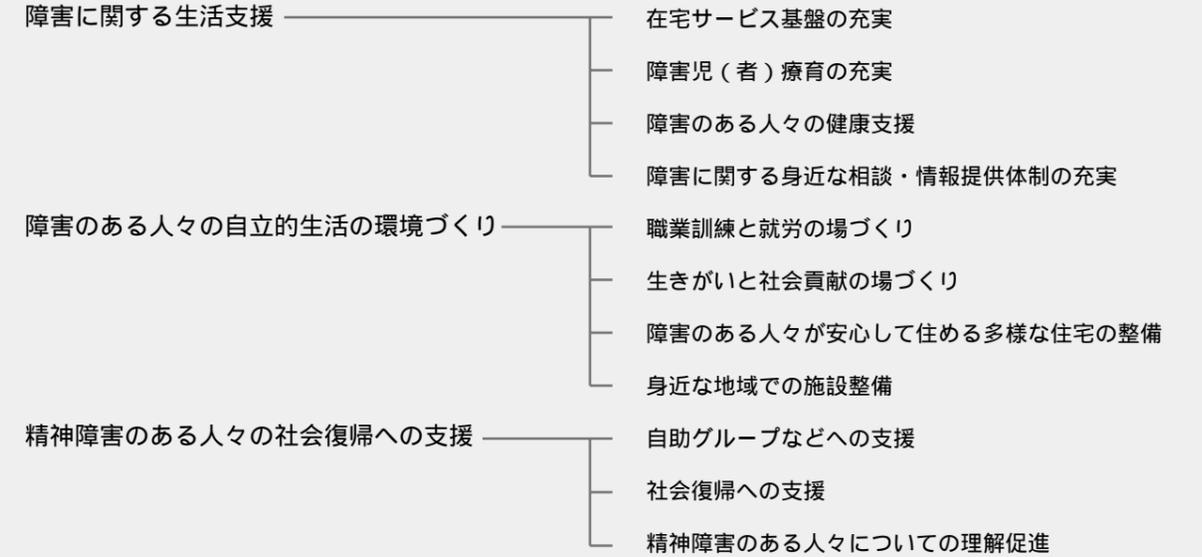
1 高齢の人々の生きがいと健康



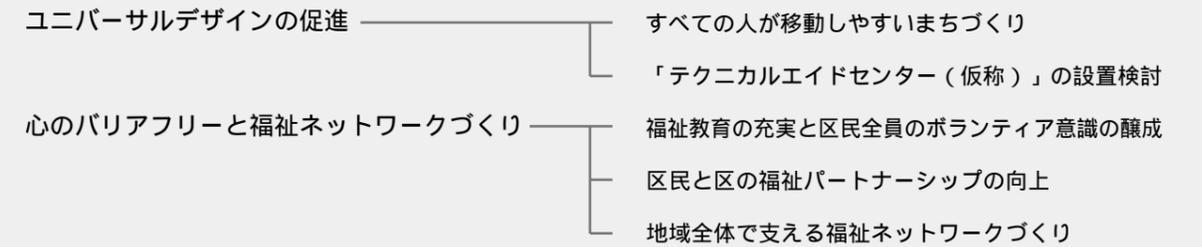
2 高齢の人々の生活支援



3 障害のある人々の生活支援



4 福祉のまちづくり



## 施策の内容

### 1 高齢の人々の生きがいと健康

#### 「生涯現役」の環境づくり

##### 生きがいと社会貢献の場づくり 社会貢献のできるしくみの整備

高齢の人々が長年にわたって培った、仕事の知識や技術、趣味、特技などさまざまな能力、人とのつながりを活かして、障害者への運転ボランティア、地域コーラスの指導、地域で草花を育てる活動、語学力を活かした通訳など個性ある多様なボランティア活動を行うことができるように、「ボランティアをやりたい人」と「必要とする人」のコーディネートやネットワークづくり、各種研修の実施、情報の提供など、高齢の人々が生きがいをもって地域社会に貢献するためのしくみを整備します。

また、小・中学校などにおいて、地域の歴史や文化、昔の遊びなどの知識や経験を教えるなど、高齢の人々が地域の中で世代間のかけ橋として活躍できる機会を創りだし、地域の教育力の向上を図ります。

##### シルバーボランティア相談員の育成

世代的にも共通する話題が多く、気持ちがわかりあえ、どんなことでも気軽に相談のしやすい、高齢の人々が高齢の人々の相談にのる「シルバーボランティア相談員(仮称)」を育成します。

#### 「生涯現役」の環境づくり



コーディネート  
調整すること。コーディネーターは  
調整を行う人。

#### 学びによる生きがいある活動への支援

地域とのつながりをあまり持たないで定年などを迎えた高齢の人々が、地域に溶け込み、活躍の場を見出していく時に必要となる心構えやボランティアへの知識などについて学ぶ機会を「江戸川総合人生大学(仮称)」などにおいて提供します。

また、くすのきカルチャーセンターをはじめ、新しい自分の発見や生きがいにつながる趣味や教養などを学習できる機会を提供するとともに、他の高齢の人々のよき目標となるような人「アクティブシニア(仮称)」を発掘し、紹介することで、高齢の人々の意欲を高め、生涯現役として元気に活躍できるように励まします。

#### 経済的自立を支援する体制の整備

##### 高齢の人々への就業支援

働く意欲をもっている高齢の人々に対し、「知識・経験・能力」を活かした就業機会を確保するために、シルバー人材センターの事業拡大を図るとともに、その組織を活用し、他の機関と連携して地域における就業相談や情報の提供、仕事の紹介を行うしくみをつくります。

##### 「新しい働き方」への支援

さまざまな技術や技能をもつ高齢の人々が、経験を活かし共同で仕事を受注する高齢者生協などの組織の設立や、地域に密着したコミュニティビジネスなどを仲間起業するなどの、高齢の人々の「新しい働き方」への支援を行います。

#### 仲間づくりへの支援

##### 活動を通じた仲間づくり

くすのきクラブをはじめ、趣味やボランティアなどさまざまな活動テーマを通じた高齢の人々の仲間づくりを支援していきます。また、こうした団体間の連携体制を整備します。

#### 若い世代との交流への支援

スポーツや各種行事などを通じ、高齢の人々と接する機会の減っている青少年などとの交流の機会や場づくりなどを支援します。このことを通じて社会連帯の意識を高め、各世代で支えあうコミュニティづくりを推進していきます。

#### 高齢の人々の健康づくり

##### 高齢の人々自身による健康管理への支援

「コミュニティライフ・サポートセンター(仮称)」において、区民の栄養や運動、休養などの相談に応じ、高齢の人々一人ひとりのライフスタイルやニーズに適した「健康プログラム」を作成し、高齢の人々自身による健康管理に役立てます。

##### スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくり

##### 楽しい運動の提案

リズム運動のような、高齢の人々が楽しく身体を動かすことのできる運動を考案し、生活へ幅広く取り入れる提案をします。

コミュニティビジネス  
地域の問題に対し、住民自らが起業し、ビジネス感覚をもって解決を図る地域密着型のビジネス。

ライフスタイル  
生活様式(暮らしぶり)。生活に対する考え方や習慣など、文化とほぼ同じ意味で使われることもある。

### 身近な健康づくりの推進

スポーツ・レクリエーションを身近で行える環境の整備や活動機会の充実、指導者の育成を図るとともに、既存の運動専用施設にとらわれない、公衆浴場や「健康の道」、緑道、公園など身近な生活の場を活用した健康づくりを推進します。

### 心の健康管理

高齢の人々が感じる老いへの不安や孤独感などに対して、「心の元気回復センター(仮称)」でのカウンセリングや訪問活動などを行い、心の健康が保てるようにきめ細かく対応する体制を整備します。

### 虚弱な高齢の人々への支援 熟年ふれあいセンターの充実

虚弱な高齢の人々の閉じこもり、引きこもりを防止するデイサービス拠点として熟年ふれあいセンターの充実を図ります。

### ミニ・デイサービス実施への支援

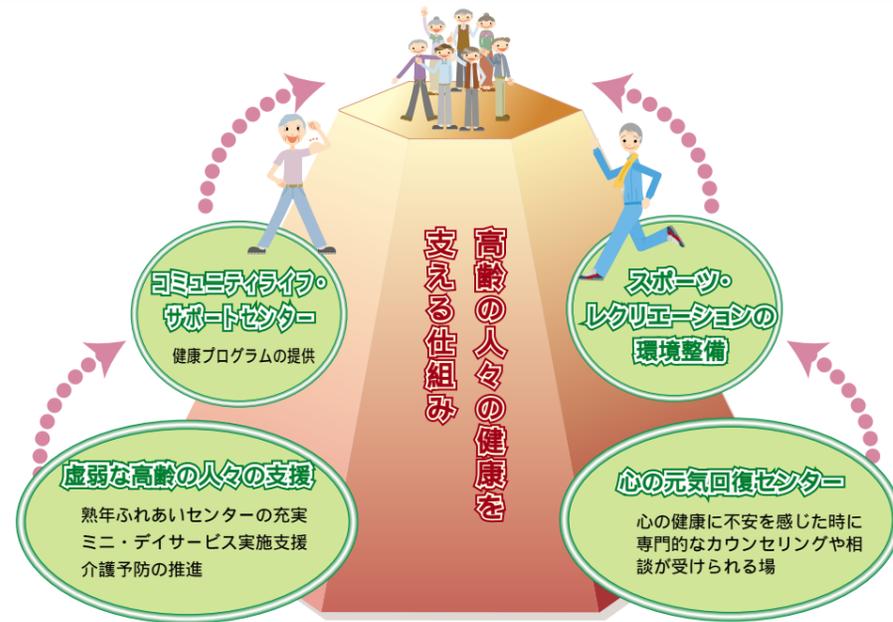
地域の創意と支えあいにもとづいた多様な「ミニ・デイサービス」を実施するための支援を行います。

### 介護予防の推進

転倒による骨折や寝たきりを予防するため、介護予防教室を充実するとともに、コミュニティライフ・サポートセンターや在宅介護支援センターが連携し、健康や生きがい対策と結びつけた「介護予防プラン」の作成、実施、評価の体制をつくります。

また、介護保険対象外の方への自立支援機器の給付、貸与及び機能訓練事業を行います。

### 高齢の人々の健康を支える仕組み



**健康の道**  
健康増進を目的に堤防や親水緑道などにソーラー灯や距離表示、健康サインなどを設置し、散歩などを楽しむように整備した道。

**カウンセリング**  
悩みをもつ人の抱える問題を解決するために、主に心理的適応過程を通じて行なう相談援助活動。

**(ミニ) デイサービス**  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

## 2 高齢の人々の生活支援

### 高齢の人々が安心できる生活支援

#### 安心できる住環境の整備 多様な住宅の整備

高齢の人々のさまざまな身体状況に応じた住宅が選択でき、住み慣れた地域で自立した生活がおくれるよう、グループホーム、ケアハウス、生活支援ハウスなどケアや見守り機能をもつ多様な住宅の整備を促進します。

#### バリアフリー 住宅の推進

高齢化に対応した住宅設計の普及など新築時におけるバリアフリー住宅の整備を促進します。

また、既存住宅についても三世帯住宅資金貸付制度などの利用や住宅改修の機会をとらえてバリアフリー化を推進します。

#### 居住支援策の充実

高齢の人々が安心して住み続けるために、身元保証制度や高齢者向け優良賃貸住宅制度の活用を進めます。

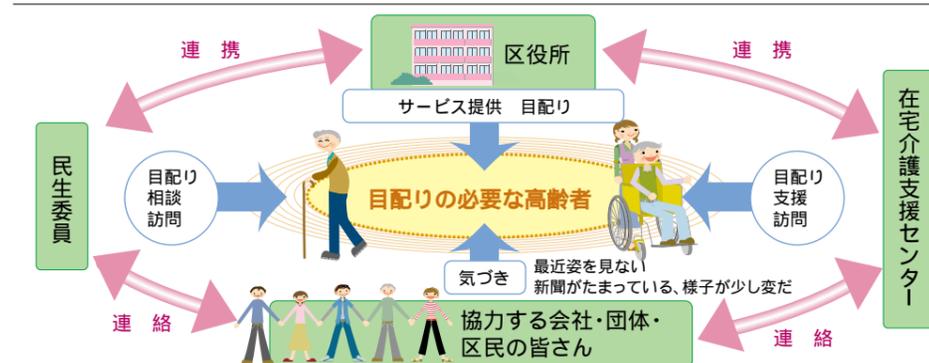
#### 資産活用型制度の研究

所得は少ないが持ち家など資産のある高齢の人々が安心して住み続けられるようなしくみについて、本区独自の方式を含め研究していきます。

### 安心できる日常生活のための支援サービスの充実 安心生活応援ネットの構築

ひとり暮らしや高齢の人々だけの世帯、あるいは日中ひとりきりになる高齢の人々が、閉じこもりや孤立化することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、民生委員やふれあい相談員などと協力し、目配りの必要な高齢の人々を地域で見守る「安心生活応援ネット」を構築します。これにより、緊急時の迅速な対応と相談機能を備えた機器やシステムを活用しながら、何かあれば身近に助けを求めることができる安心感のある体制を整えます。

### 住み慣れた地域での安心生活応援ネット



**グループホーム**  
高齢の人々や障害のある人々など、自宅での生活が困難な人が少人数で共同生活する住宅。

**ケアハウス**  
軽費老人ホームの一種。個人の自主性を尊重しながら、生活相談、食事・入浴サービス等を提供する施設。

**生活支援ハウス**  
常時の介護は必要としないが、在宅での一人暮らしが困難な高齢の人などが生活する施設。

**バリアフリー**  
人が生活する上で妨げとなる障害(バリア)が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

**高齢者向け優良賃貸住宅制度**  
高齢の人の安定した居住の確保を図るため、高齢者居住用の優良な賃貸住宅に対し建設費の一部助成などを行う制度。

### 配食サービスの充実

配食サービスについて、虚弱者や食事療法を必要とする方への献立など利用者の個別ニーズに対応していくとともに、見守り機能の充実などサービスの拡充を図ります。

### 生活支援サービスの提供

介護保険の給付対象外であるものの生活支援を必要とする高齢の人々に対し、サービス供給主体としてNPO やボランティア団体の参加と協力を得ながら、生活支援型訪問介護サービスを実施します。また、質の高い在宅生活が続けられるように、区独自の生活支援サービスを提供します。

### 高齢の人々の権利擁護のしくみづくり

判断能力に不安のある高齢の人々でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業 や成年後見制度などを運用する権利擁護のしくみを整えます。

## 介護サービスの充実

### 介護サービス基盤の整備

#### 介護市場の整備と第三者評価 制度のしくみづくり

民間事業者、NPO、ボランティアなど介護サービスの供給主体が多様化するなかで、利用者が適切にサービスを選択できるように、質の高い事業者の参入と育成を図ります。供給の少ないサービスについては、民間事業者やNPOなどの参入を促すように、適切な市場環境の整備を促進します。

また、介護サービスの質的な充実を進めるために、介護事業者連絡会など事業者の自主的な連絡団体を育成するとともに、介護サービスの第三者評価制度のしくみづくりに取り組みます。

### 介護保険施設の整備

在宅では介護が困難な高齢の人々のために、住み慣れた地域社会で施設サービスが受けられるよう介護保険施設の整備を促進します。また、要介護者や家族のリフレッシュを図るためにショートステイ、デイサービスなどを充実し、安心して在宅介護のできる条件の整備に努めます。

### 苦情処理窓口の充実

介護サービスに関する利用者の不満や疑問、苦情を受け、事業者を指導する体制を充実し、介護サービスの質的向上を図ります。

### 保健・医療・福祉の連携強化

高齢の人々が要介護の状態になった場合でも治療とともに生活の質の向上を図り、必要なサービスを一体的に提供するために、保健・医療・福祉の連携体制を強化します。このためケアマネージャー や訪問看護ステーション、介護サービス事業者と密接に連携し、サービス提供の調整を図るしくみを整備し、要介護の状態になった場合でも住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるようにします。

### 介護に関する相談・情報提供体制の充実

#### 介護サービスに関する情報提供

身近なところで相談が受けられるように、在宅介護支援センターの充実を図るとともに、コミュニティライフ・サポートセンターとの連携をとりながら、一人ひとりの状況に合ったサービスを選択できるよう、情報技術なども活用し介護サービスに関する情報提供を充実します。

#### 介護者交流教室の開催

介護者交流教室などを開催して、介護技術の習得を図るとともに介護者同士の情報交換の機会を設けます。

### 介護に関する人材・ボランティア団体の育成

地域の支えあいにより、安心して介護できる体制を更に充実するために、区内の福祉専門学校やボランティアセンターとの連携のもとで「江戸川総合人生大学(仮称)」などにおいてボランティア意識への啓発・教育を進め、介護に必要な知識を備えた人材の育成を図ります。

### 痴呆性の高齢の人々に対する支援の充実

#### デイサービスなどの充実

痴呆性の高齢の人々の生活リズムを整え、安定した日常生活をおくれるように、デイサービスの充実とグループホームの整備支援を図ります。また、デイサービスなどにおいて、痴呆性の高齢の人々が楽しみながら痴呆の進行防止にも役立つペットセラピーなどメニューを工夫します。

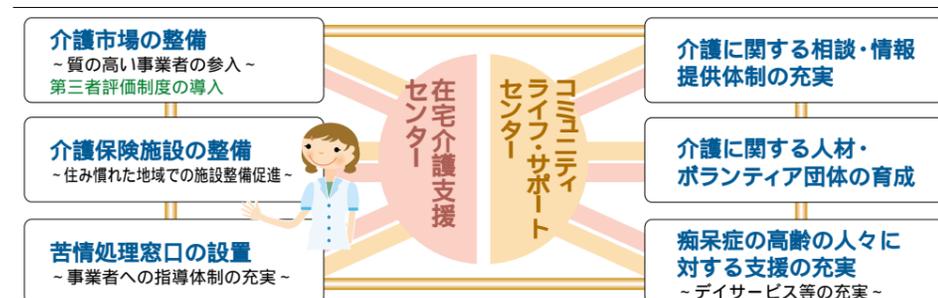
### 家族介護負担の軽減

ショートステイやデイサービス、訪問介護サービスなど、痴呆性の高齢の人々を介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するサービスの充実に努めます。また、情報技術を使った徘徊探索システムを活用することで行方不明時の早期発見を可能とし、徘徊者の安全を図るとともに徘徊に対する家族の不安を解消します。

### 痴呆性の高齢の人々に対する地域からの理解

痴呆性の高齢の人々に対する誤った先入観を取り除き、地域でともに支えるための啓発活動を強めます。

高齢の人々が安心できる介護サービスの充実



**ペットセラピー**  
動物とのふれあいを、人間の心身の健康向上や生活の質の向上に役立てる療法。ペット療法ともいう。

**NPO**  
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

**生活支援型訪問介護サービス**  
高齢の人などに対し、ホームヘルパーが訪問して行う買い物・調理・掃除などの軽度な生活援助サービス。

**地域福祉権利擁護事業**  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人などの日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う制度。

**成年後見制度**  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人や知的障害のある人、精神障害のある人等を保護するための民法上の制度。

**第三者評価**  
事業者の提供するサービスの質を、当事者以外の第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

**ショートステイ**  
在宅の要介護高齢者や障害のある人などを家族に代わって一時的に介護する短期間入所。

**(ミニ) デイサービス**  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

**ケアマネージャー**  
介護支援専門員。要介護者等の相談に応じ、居宅・施設サービスを利用できるよう事業者等との調整を行う。

**訪問看護ステーション**  
看護婦などが、在宅で看護の必要な寝たきりの高齢の人などを訪問し、看護サービスを提供するための拠点。

### 3 障害のある人々の生活支援

#### 障害に関する生活支援

##### 在宅サービス基盤の充実

##### 良質なサービス市場の整備

「措置から契約」へサービス提供のしくみが移行することにもない、サービスを行う民間事業者やNPOなどの指導育成と良質な市場環境の整備に努め、利用者への情報開示や提供、苦情処理、サービス評価のしくみづくりを進めます。

##### 地域生活支援サービスの充実

障害のある人々の自立支援と介護者の負担軽減のために、ホームヘルプサービス事業やショートステイ事業、デイサービス事業を充実します。また、障害のある人々の緊急一時保護事業を充実させ、介護者のレスパイトケア（一時的休息）などを積極的に推進します。

##### 安心生活へのネットワーク構築

緊急通報システム・火災安全システムをはじめ、障害のある人々が地域の中で安心して生活できるネットワークを構築するとともに、災害時の支援体制を整備します。

#### 障害に関する生活支援

##### サービス基盤の充実

良質なサービス市場の整備  
地域生活支援サービスの充実  
安心生活へのネットワーク構築

##### 障害をもつ人々の健康支援

健康への個別相談や仲間づくりへの支援  
障害者歯科診療体制の整備  
中途障害者リハビリの充実

##### 障害児(者)療育の充実

重症心身障害児施設の早期整備への要望  
障害の早期発見、早期治療  
療育連絡会の整備  
訪問健康診査・訪問看護の充実  
障害に即した教育の充実

##### 障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

障害者自立支援センターの設置  
権利擁護システムなどの整備

#### 障害児(者)療育の充実

##### 重症心身障害児施設の早期整備への要望

心身ともに重度の障害のある子どもの保護や治療、生活指導を行う重症心身障害児施設の早期整備を関係区と連携して都へ要望します。

##### 障害の早期発見、早期治療

乳幼児の障害や発育・発達の遅れなどを早期発見し、適切な治療を促進するため、妊

産婦健診や乳幼児健診、経過観察などを充実させるとともに、専門医療機関や乳幼児通所療育施設などとの連携を図ります。

##### 療育連絡会の整備

乳幼児期から始まる療育の各段階での一貫性を保つために、療育の連絡会を整備し、保健や福祉、教育など関係機関の連携・協力体制を強化します。

##### 訪問健康診査・訪問看護の充実

在宅重症障害児(者)の在宅での安定した療育環境を支援するため、在宅サービスについてのコーディネート機能を強め、訪問健康診査や訪問看護の充実を図ります。

##### 相談・教育の充実

子どもの状況にあわせた保育や就学相談の充実、心身障害学級の適正配置、養護学校との連携、地域や企業との連携による職業体験の場の設置などにより、障害の状態に即した教育の充実を進めます。また、養護学校と近隣小中学校、心身障害学級と通常学級などの交流や心身障害児理解教育の充実を図ります。

##### 障害のある人々の健康支援

##### 健康への個別相談や仲間づくりへの支援

難病や障害の状態に応じた健康づくりへの個別相談やともに支えあう仲間づくりへの支援を行います。

##### 障害者歯科診療体制の整備

歯科医師会などの関係機関と協力・連携し、障害者歯科診療体制を整備していきます。

##### 中途障害者リハビリの充実

病院リハビリ終了後の中途障害者が自立した日常生活をおくれるように、地域リハビリや地域ミニ・デイサービスの充実を図ります。

##### 障害に関する身近な相談・情報提供体制の充実

##### 障害者自立支援センターの設置

「心身障害者複合施設(仮称)」を設置し、施設内に「障害者自立支援センター」を設け、ケアマネジメントを積極的に取り入れ、同じ障害がある人同士によるピアカウンセリングや、情報技術を活用した専門スタッフによる相談などを推進します。また、福祉用具の展示などを行うなど在宅福祉サービスの利用援助や障害のある人々に必要な情報提供を充実します。

##### 権利擁護システムなどの整備

判断能力に不安のある障害の人々でも、安心して福祉サービスの利用や資産管理などができるように、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などを運用する権利擁護のしくみづくりを整えます。

「措置から契約」  
限られた対象者への行政的措置制度からサービス利用者の選択による契約制度への社会福祉の転換の動き。

NPO  
Nonprofit (または Not-for-profit) Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

ホームヘルプ  
日常生活に支障のある高齢の人などがいる家庭を訪問介護員が訪問して提供する介護・家事サービス。

ショートステイ  
在宅の要介護高齢者や障害のある人などを家族に代わって一時的に介護する短期間入所。

(ミニ) デイサービス  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

重症心身障害児施設  
重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複する児童を入所、保護するとともに治療及び日常生活の指導をする施設。

コーディネート  
調整すること。コーディネーターは調整を行う人。

(ミニ) デイサービス  
在宅の高齢の人や障害のある人を施設などに送迎し、入浴や日常生活の世話などをするサービス。ミニは時間が短いタイプ。

ケアマネジメント  
サービス利用者が必要とする介護サービスを組み合わせ、計画の立案、実施の調整、再評価をする業務。

ピアカウンセリング  
相談者と同じ悩みや課題をもつたちによる仲間同士のカウンセリングや相談援助。

地域福祉権利擁護事業  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人などの日常的な金銭管理や福祉サービス等の利用援助を生活支援員が行う制度。

成年後見制度  
判断能力の不十分な痴呆性の高齢の人や知的障害のある人、精神障害のある人等を保護するための民法上の制度。

## 障害のある人々の自立的な生活の環境づくり

### 職業訓練と就労の場づくり

#### 障害のある人々への就労支援

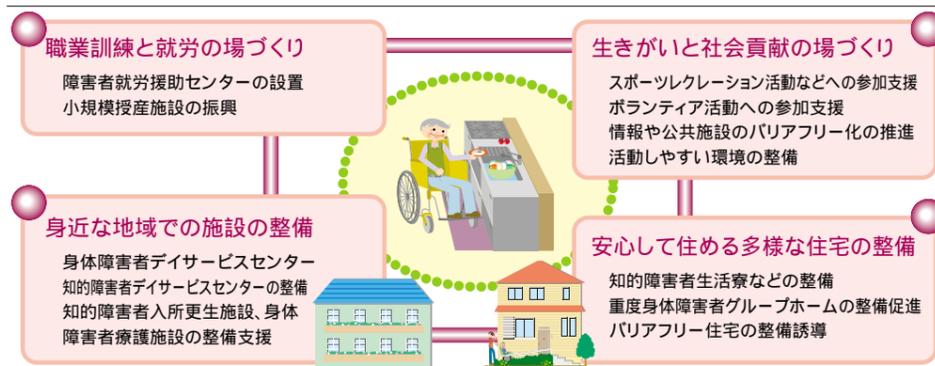
「障害者就労援助センター」を設置し、就労支援事業及び雇用啓発事業を充実させます。

また、企業内授産 や「職親」委託などを進め、障害のある人々の総合的な就労支援体制を整備・充実するとともに、多様な就労の可能性を広げるために、デイサービスなど日常生活の場においてIT 機器を使用し、操作に習熟できる環境を整備します。

### 小規模通所授産施設の振興

小規模通所授産施設の振興を進め、民間による障害者通所授産施設の運営を支援します。

### 障害のある人々の自立的な生活の環境づくり



### 生きがいと社会貢献の場づくり

#### スポーツ・レクリエーション活動などへの参加支援

障害者団体や障害者施設が行う地域交流活動の充実を図るとともに、障害のある人々のスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動を推進します。また、障害のある人々のボランティア・NPO 活動への参加を支援します。

### 情報や公共施設のバリアフリー 化の推進

障害のある人々の生活空間の拡大と質的向上が図れるように、情報や公共施設のバリアフリー化を推進します。また、多様な会議・活動などへの参加がしやすく、情報の受発信ができるように、日常生活でのIT機器の活用を支援します。

### 活動しやすい環境整備

リフト付タクシー、ノンステップバス などの普及促進を図り、障害のある人々が活動しやすい環境を整備します。

### 障害のある人々が安心して住める多様な住宅の整備

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、心身障害者複合施設内に知的障害者生活寮、重度知的障害者生活寮などの整備を進めるとともに、重度身体障害者グループホーム の整備を促進します。

また、暮らしやすいバリアフリー仕様の民間住宅の整備を誘導します。

### 身近な地域での施設整備

心身障害者複合施設に、日常生活の援助を行うための身体障害者デイサービスセンター、知的障害者デイサービスセンターを整備します。

また、必要に応じて知的障害者通所更生施設の増設を検討するとともに、区内の住み慣れた地域で生活できるように、区内での知的障害者入所更生施設・身体障害者療護施設の整備を支援します。

## 精神障害のある人々の社会復帰への支援

### 自助グループなどへの支援

精神障害のある人々の自立促進のために、不安感や問題を抱える仲間が集まり、お互いの情報交換や悩みを話しあう場を設けるなど、自主グループや家族会などへの支援を行います。

### 社会復帰への支援

身近な地域にデイケアセンターや生活支援センター、作業所、グループホームなどの社会復帰のための施設などを確保するとともに、医療と連携した生活相談や訓練を通じて社会復帰への支援を強化します。

### 精神障害のある人々についての理解の促進

地域のボランティアやNPOが活動しやすい場づくりを進めるとともに、精神障害のある人々に対する区民の理解を深め、多様な精神障害者施策への取組みを情報提供し偏見を取り除くことで、地域での社会復帰を支えられるように多様な啓発活動を行います。

## 4 福祉のまちづくり

### ユニバーサルデザイン の促進

#### すべての人が移動しやすいまちづくり

道路などの段差の解消や歩道の拡幅、絵でわかる表示、障害のない安全な路上確保など、区民と区のパートナーシップ により、移動しやすいまちのための整備を推進します。

また、誰にとっても使いやすく安全な施設に改修するなど、すべての人に使いやすいまちづくりを進めます。

#### 「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置検討

新しい科学技術の成果などを活用して、高齢の人々や障害のある人々にとって利用しやすい、さまざまな福祉器具を開発・展示・修理・適合・販売し、自分にあったものを選べる場として「テクニカルエイドセンター（仮称）」の設置を検討します。

**ユニバーサルデザイン**  
年齢、性別、障害の有無などにかかわらず、どんな人でも使えるように設計されたデザイン。

**パートナーシップ**  
提携、協力関係、連合。共通の目的のために共同で取り組む相互関係。

**授産**  
障害のある人などを対象に職業的技術や技能を習得させる福祉サービス。

**職親**  
知的障害のある人の更生支援に熱意をもち、将来自立できるように仕事を指導・訓練する経営者などで、知事が認めた人。

**IT（情報技術）**  
インターネットに代表される高度情報社会の基盤となる、総合的な情報・通信技術。

**NPO**  
Nonprofit（または Not-for-profit）Organizationの略。営利を目的としない民間非営利組織。

**バリアフリー**  
人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。

**ノンステップバス**  
だれもが乗り降りしやすいように、乗降口にステップがなく、直接床に乗降できるバス。

**グループホーム**  
高齢の人々や障害のある人々など、自宅での生活が困難な人が少数で共同生活する住宅。

## 心のバリアフリー と福祉ネットワークづくり

### 福祉教育の充実と区民全員のボランティア意識の醸成

福祉教育の充実により心のバリアフリーを進めるとともに、区民全員のボランティア意識の醸成を図るため、ボランティアセンターにおける「福祉ボランティア」の育成を図ります。

### 区民と区の福祉パートナーシップの向上

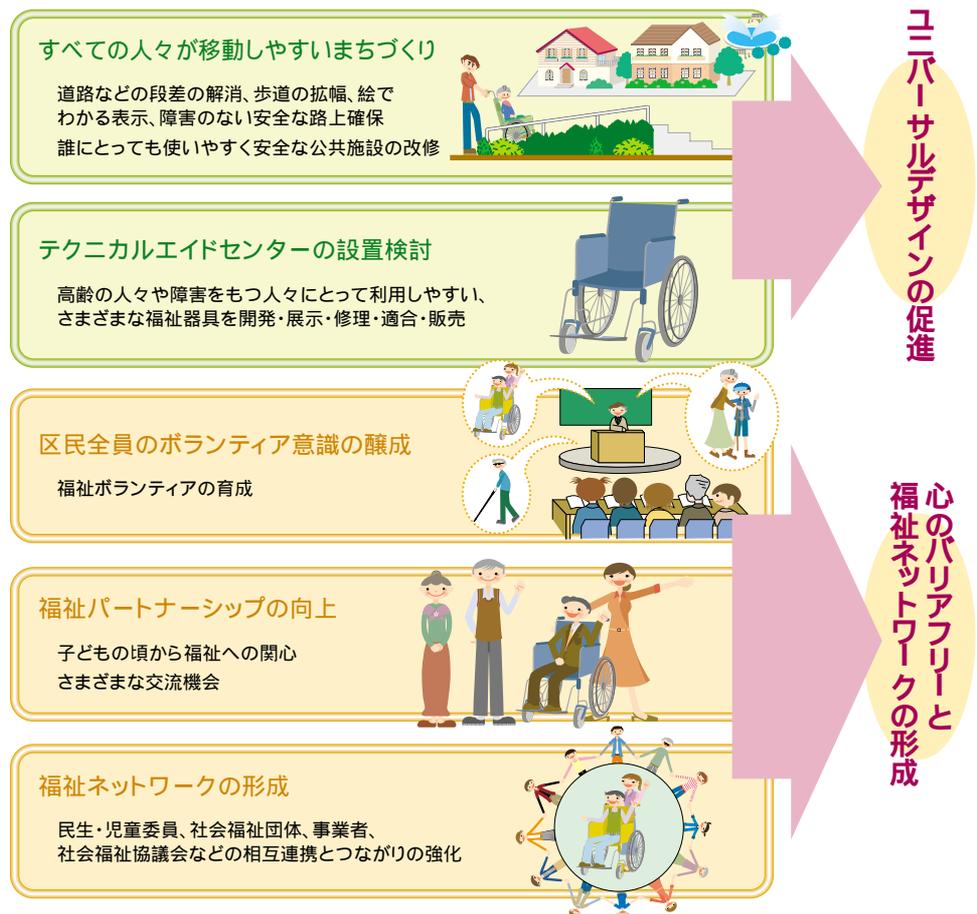
小中学校において総合的な学習の時間のテーマとして福祉を取り上げ、子どもの頃から福祉への関心を高めるとともに、さまざまな交流機会を通じて福祉を身近なものと感じられる環境を整備し、地域で福祉を支えるように区民と区のパートナーシップを向上していきます。

### 地域全体で支える福祉ネットワークづくり

支えあいの理念にもとづき、あたたかい福祉が提供されるように、家族や地域、企業、行政が相互の連携を図り、民生・児童委員や社会福祉団体、事業者、相談員、社会福祉協議会などとのつながりを強めます。

あわせて地域福祉のかなめとなる社会福祉協議会を充実・強化していきます。これによって、地域全体で支える区民全員参加型の福祉ネットワークを形成します。

## 福祉のまちづくり



### バリアフリー

人が生活する上で妨げとなる障害（バリア）が、街、施設、道路、住宅、人々の意識、社会などから取り除かれた状態。